

し尿くみ取り手数料（仮設 トイレの基本料金）の制定 について

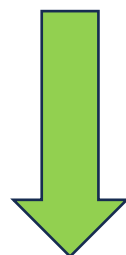
相楽広域行政組合

1 主旨

し尿の収集運搬業務の安定性確保のため、通常の「し尿くみ取り」とは別に、仮設トイレの基本料金を新たに制定する。

○し尿の収集運搬業務の安定性確保

し尿の収集運搬業務（組合（構成市町村）の責務）を収集運搬業者が実施。料金を住民からくみ取り券により徴収



（課題）コスト増加による業者の経営圧迫
○下水道・浄化槽への切替えによる収集世帯の散在化
○直接経費の増加

（対応）し尿くみ取りに係る手数料の増額改定



業者の収入増加（経営の安定化）

し尿の収集運搬業務の安定性確保

○手数料と委託料の関係
組合が条例で定める手数料の額が、収集業者への委託料となる

○し尿くみ取り手数料の算出について

（令和7年10月から）

- ①収集運搬作業に係る経費（原価計算）
- ②1日当たりの収集運搬回数/1台



現行料金 143円/10ℓ

2 仮設トイレの基本料金設定の基本的な考え方

人件費の上昇や燃料費等の物価高騰による経費の上昇を受け、令和7年10月から、し尿くみ取り手数料を10リットルあたり143円（改定前128円）に改定いたしました。その後も、人件費や物価高騰の流れは続いており、仮設トイレのし尿くみ取りは、急を要することが多く、通常の定期収集とは別に臨時的にバキューム車を稼働させることとなるため、現状においても非効率な収集業務がさらに非効率となること、仮設トイレも様々な形状があり、1回あたりの収集量が数十リットルとなり、現在のスキームであるし尿くみ取り量（従量制）では、人件費や燃料費を支払うと業として成り立たない状況も生じています。

したがって、仮設トイレのし尿くみ取り料金については、基本料金にし尿くみ取り量（従量制）分を加算することとするものです。

3 なぜ今なのか

仮設トイレの基本料金については、過去のし尿くみ取り手数料の料金改正の要望と併せて要望されてきましたが、下水道によるし尿くみ取り業務の減少に対する支援としてし尿処理施設の運転管理業務を委託して対応してきました。この間、し尿の搬入量は減少傾向が続いてきましたが、各市町の下水道整備も進み、今後も減少傾向ではあるものの概ね収集世帯数が固定化されています。この非効率な収集状況の中で、仮設トイレの収集は、①仮設トイレの撤去までの日数が少なく、通常の定期収集外での収集対応となる。②今後も、安定的・永続的に収集運搬業務を継続していく必要がある。③仮設トイレの形態も変化し、収集量が少ない状況がある。といった状況を踏まえ、し尿業者の経営は厳しくなっているものの、今の時期に必要な措置を講じることが必要であると判断し、現時点において、仮設トイレの基本料金の制定を行うものです。

4 仮設トイレのくみ取り件数について（直近5年間）

【別紙1】「仮設トイレのくみ取り件数一覧」参照

5 仮設トイレの基本料金の算出方法等

【別紙2】「仮設トイレのくみ取りにかかる基本料金の算出方法（案）」等資料参照
※令和8年度第1回及び第2回衛生課長会議提出資料より

6 検討経過及び今後の予定

令和6年	5月	京都南部環境事業協同組合（し尿等くみ取り業者で構成）津路理事長から要望書の提出 ・し尿くみ取り料金の改定、浄化槽汚泥投入手数料の撤廃、 <u>仮設トイレの基本料金の創設</u>
令和6年	5月	京都府内市町村等に電話聞き取り ①手数料及び委託料の金額等、② <u>仮設トイレの基本料金の有無</u> 、③浄化槽汚泥投入手数料の有無
令和7年	7月	市町村衛生主管課長会議 ・京都南部環境事業協同組合からの要望で未対応となっているもののうち、「仮設トイレの基本料金」について、優先して整備して協議していくことを報告
令和7年	9月	京都府内市町村等に電話聞き取り ・仮設トイレの基本料金の有無をはじめとする対応状況の最新情報確認
令和7年	10月	市町村衛生主管課長会議 ・仮設トイレの基本料金について、令和9年4月1日から制定し、施行できるように引き続き検討する
令和8年	1月	市町村衛生主管課長会議 ・年度内に組合から各市町村衛生主管課長に具体的な仮設トイレの基本料金の考え方や方向性を提示する
令和8年	2月	各市町村衛生主管課長に仮設トイレの基本料金の考え方や算出方法の素案を提示 ・各市町村の意見等を集約し、基本料金の考え方や算出方法の修正案を作成する
令和8年	3月	各市町村衛生主管課長に仮設トイレの基本料金の考え方や算出方法の修正案を提示 ・京都南部環境事業協同組合 金成理事長にも修正案に基づく資料を提供
令和8年	4月	市町村衛生主管課長会議 ・仮設トイレの基本料金について、資料「仮設トイレのくみ取りにかかる基本料金の算出方法（案）」の《2》を基本的な考え方とした上で、京都南部環境事業協同組合と協議し、進めていくことを確認
令和8年	4月	京都南部環境事業協同組合 金成理事長と協議 ・基本料金の算出方法等を説明、最終的に仮設トイレの基本料金を「1現場あたり5,000円（税抜）」とし、引き続き協議することで合意
令和8年	5月	各市町村衛生主管課長に上記、金成理事長との協議結果を報告 ・各市町村からの意見は無し
令和8年	5月	京都南部環境事業協同組合から質問書の提出 ・京都南部環境事業協同組合の組合員である、し尿くみ取り業者3社から仮設トイレの基本料金に関する質問書が提出されたことに伴い、仮設トイレの基本料金の定義と質問にかかるQ&Aの作成に着手
令和8年	7月	京都南部環境事業協同組合定例会 ・仮設トイレの基本料金の定義とQ&Aを提出、組合員からの質疑や意見を反映し、次月の定例会で修正版を提示
令和8年	7月	仮設トイレの基本料金の定義とQ&Aの修正版作成 ・京都南部環境事業協同組合 金成理事長に提示し、修正内容を確認、了承
令和8年	7月	市町村衛生主管課長会議 ・仮設トイレの基本料金の定義とQ&A、今後のスケジュールを確認
令和8年	8月	幹事会 ・定例理事会提出議案として、「京都南部環境事業協同組合からの要望書への対応について（仮設トイレの基本料金）」を上程することを確認
令和8年	8月	定例理事会 ・1現場あたり1現場あたり5,000円（税抜）とすることで決定し、令和9年2月組合議会定例会に条例の一部改正案を提出する

令和8年	8月	京都南部環境事業協同組合定例会 ・仮設トイレの基本料金の定義とQ & Aの修正版を提示し、了承 基本料金の金額についても、1現場あたり5,000円（税抜）と することで合意
令和8年	9月～	パブリックコメントの実施（9月8日～10月7日）
令和8年	10月	市町村衛生主管課長会議
令和8年	10月	幹事会
令和8年	10月	定例理事会
令和8年	11月	議会全員協議会
令和9年	2月	条例改正議案を上程予定
令和9年	2月	廃棄物処理規則等の一部改正〔市町村・組合〕
令和9年	2月～	広報紙・ホームページ・チラシによる周知 ・広報誌掲載（第一報）〔市町村〕、ホームページ〔市町村・組合〕
令和9年	3月	仮設トイレ基本料金用し尿くみ取り券発売〔市町村〕
令和9年	4月	仮設トイレ基本料金導入

【別紙 1】

仮設トイレくみ取り件数一覧

調査期間：令和3年度（2021）～ 令和7年度（2025）

【相楽管内でくみ取りを行う業者（5社）の合計】

（単位）件

月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	68	73	52	44	43
5月	44	47	39	61	42
6月	68	60	51	72	47
7月	41	55	42	56	44
8月	50	48	50	53	25
9月	57	43	35	54	49
10月	57	49	36	35	49
11月	59	52	44	48	31
12月	74	64	60	54	56
1月	60	32	35	35	31
2月	71	55	50	45	42
3月	107	92	54	69	63

合計	756		670		548		626		522	
市町村の内訳	木津川市	473	木津川市	415	木津川市	326	木津川市	382	木津川市	246
	笠置町	16	笠置町	12	笠置町	5	笠置町	10	笠置町	13
	和束町	10	和束町	13	和束町	12	和束町	6	和束町	9
	精華町	257	精華町	229	精華町	204	精華町	212	精華町	247
	南山城村	0	南山城村	1	南山城村	1	南山城村	16	南山城村	7

（構成比率）

市町村別 合計 (R3-R7)	木津川市	1,842	59.00%
	笠置町	56	1.79%
	和束町	50	1.60%
	精華町	1,149	36.80%
	南山城村	25	0.80%

R3-R7におけるくみ取り件数合計	3,122
5 か年平均	624.4

○仮設トイレのくみ取りにかかる基本料金の算出方法(案)

① 人件費

国土交通省「公共工事設計労務単価(京都府)」(R8.3～)の普通作業員及び運転手(一般)の単価を元に算出

単価(1日あたり) 普通作業員 24,400円

運転手(一般) 23,800円

1日8時間勤務として、仮設トイレにかかる作業時間を1時間と想定
 $(24,400円 + 23,800円) \div 8 = 6,025円(I)$

② 燃料費

経済産業省資源エネルギー庁 HP 掲載「石油製品価格調査の結果」
 (R8.4.22 時点)を元に算出

軽油の1Lあたりの価格 145.7円(消費税含まない)

バキュームカーの燃費((株)クリーンサービス山城提出資料より)

6.5km/1L

移動にかかる燃料費について、そうらく衛生センターからくみ取り先の現場の片道距離で計算。(遠心部からの移動を想定した距離とした。(別添地図参照))

$26km \div 6.5km = 4L$

$145.7円 \times 4L = 582.8円(II)$

【人件費(I)と燃料費(II)の合計】

$6,025円 + 582.8円 = 6,607.8円$

※基本料金の算出金額について、以下の2案から協議いただき、決定します。

《1》し尿くみとり手数料(143円/10L)にも人件費や燃料費が加味されていることを踏まえ、全体額の8掛けで算出

$6,607.8 \times 80\% = 5,286.24$

端数処理により5,200円(税抜)とする

《2》人件費(I)と燃料費(II)の合計を端数処理し、そのまま採用する

6,607.8円を端数処理し6,600円(税抜)とする

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東 北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700
関 東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200	30,800
	09 栃木県	27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
	10 群馬県	27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
	11 埼玉県	29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
	12 千葉県	30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
	13 東京都	30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
	14 神奈川県	30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600
	19 山梨県	29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
	20 長野県	28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北 陸	15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700		31,200	28,100	30,900
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中 部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,600
近 畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600			28,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900			27,700	29,100
	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900
中 国	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000			24,800	29,200
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			25,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,300
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
四 国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
九 州	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	29,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800		26,500	28,400
	46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800		27,200	29,900
沖 縄	47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	30,600	30,100	32,500	27,100	21,900	41,500	50,900		46,600	34,400
東 北	02 青森県	28,500	27,400	30,400	34,400	29,700	40,500	49,900		45,100	33,200
	03 岩手県	28,700	28,500	30,500	33,600	26,900	40,500	49,900		47,400	33,400
	04 宮城県	32,500	33,400	32,900	35,300	30,100	40,300	49,300		47,400	33,200
	05 秋田県	29,400	29,600	31,100	33,200	30,400	40,400	49,900		46,000	33,800
	06 山形県	30,500	32,900	32,600	31,300	27,000	40,500	49,700		46,000	33,600
	07 福島県	30,600	33,300	32,700	30,200	25,800	40,500	49,600		46,200	33,300
関 東	08 茨城県	27,500	32,100	35,700	30,300	24,800	37,000	44,100	41,600	40,200	31,900
	09 栃木県	29,000	34,500	37,300	27,900	26,400	37,800	44,500	41,800	41,700	32,900
	10 群馬県	27,900	29,600	34,200	27,900	23,300	37,300	44,000	41,400	44,100	32,300
	11 埼玉県	29,100	34,500	35,800	31,700	27,400	37,300	44,200	41,600	39,000	32,200
	12 千葉県	28,900	34,700	35,800	30,800	27,200	37,200	44,400	41,700	38,800	32,100
	13 東京都	29,800	36,500	38,100	31,100	25,600	37,300	44,700	42,000	37,800	32,100
	14 神奈川県	29,700	36,300	38,900	32,200	27,200	37,100	44,300	41,700	41,800	32,000
	19 山梨県	30,300	34,600	37,700	31,300	26,800	37,500	44,300	41,700	40,800	32,300
	20 長野県	28,300	30,900	33,200	27,700	24,000	37,400	44,500	41,700	42,700	32,400
北 陸	15 新潟県	29,000	31,000	31,000	28,200	25,300	40,500	50,100	39,700	47,500	34,000
	16 富山県	32,600	33,500	32,900	30,200	25,600	40,500	50,100	39,700	49,100	34,200
	17 石川県	32,000	33,000	32,500	29,700	26,800	40,500	50,000	40,000	49,100	34,900
中 部	21 岐阜県	30,200	32,300	33,300	31,200	26,500	38,500	47,400	39,800	48,100	35,500
	22 静岡県	32,800	34,200	35,800	30,300	26,800	38,300	47,400	39,800	47,600	35,200
	23 愛知県	30,600	33,600	34,900	30,600	27,200	38,300	47,400	39,600	46,700	35,000
	24 三重県	32,100	32,800	34,600	30,200	26,200	38,500	47,600	40,000	48,300	34,900
近 畿	18 福井県	27,200	30,300	31,700	26,400	25,900	37,200	46,600	30,700	47,500	32,700
	25 滋賀県	26,700	30,400	33,200	27,400	24,800	37,200	46,500	30,600	48,200	32,600
	26 京都府	26,900	31,300	32,900	26,000	23,800	37,200	46,500	30,600	47,200	31,400
	27 大阪府	27,400	32,300	32,500	27,900	24,100	37,200	46,500	30,600	46,900	31,200
	28 兵庫県	25,900	29,000	32,100	26,300	23,800	37,200	46,500	30,600	46,500	31,200
	29 奈良県	27,400	32,100	34,200	27,100	24,400	37,200	46,500	30,600	47,800	31,400
	30 和歌山県	26,800	31,300	32,500	25,400	23,700	37,200	46,500	30,600	45,500	31,100
中 国	31 鳥取県	26,700	28,100	29,600	21,600	19,600	37,600	46,100	33,800	48,100	32,700
	32 島根県	26,000	26,200	27,200	23,700	20,000	37,800	46,300	33,900	49,300	33,800
	33 岡山県	27,400	28,300	30,000	25,600	22,700	37,800	46,300	34,100	47,400	33,700
	34 広島県	27,000	26,700	27,300	25,900	22,500	37,800	46,200	33,700	49,400	33,500
	35 山口県	26,500	25,900	27,900	24,000	21,700	37,700	46,200	34,000	50,200	33,900
四 国	36 徳島県	28,000	27,300	30,400	24,300	23,500	38,000	46,500	31,400	45,800	32,900
	37 香川県	28,300	27,500	30,700	26,300	24,800	38,100	46,600	31,500	46,500	33,000
	38 愛媛県	27,800	27,000	30,300	26,400	24,000	38,100	46,600	31,400	45,700	32,400
	39 高知県	27,800	27,300	30,300	26,800	24,500	38,000	46,500	31,400	45,700	32,400
九 州	40 福岡県	26,400	29,200	30,600	28,200	24,400	40,600	49,700	39,800	47,300	32,600
	41 佐賀県	26,800	30,200	30,200	31,200	25,300	40,600	49,700	39,800	45,900	33,100
	42 長崎県	26,500	29,900	29,800	26,700	23,500	40,800	50,000	40,000	47,300	33,500
	43 熊本県	26,500	29,300	29,900	27,400	23,800	40,700	49,800	39,800	47,000	31,800
	44 大分県	26,900	28,500	30,000	29,800	27,100	40,600	49,700	39,800	46,500	32,200
	45 宮崎県	26,600	29,000	28,900	29,600	25,100	40,500	49,600	39,700	48,200	32,000
	46 鹿児島県	26,600	29,500	30,000	32,700	28,700	40,800	49,900	40,000	48,000	32,400
沖 縄	47 沖縄県	25,000	29,800	29,700	32,400	28,700	41,100	50,300	38,200	36,300	28,900

石油製品価格調査の結果

(令和8年4月22日(水)14時公表)

○4月20日(月)時点のガソリン等の店頭現金小売価格調査の結果は以下のとおり。

【調査結果】

(レギュラーガソリン)

169.5円/ℓ

・前週の167.5円と比べ2.0円/ℓの値上がり(2週連続の値上がり)

(軽油)

158.8円/ℓ

・前週の156.7円と比べ2.1円/ℓの値上がり(2週連続の値上がり)

(灯油)

140.0円/ℓ

2,520円/18ℓ

・18ℓ価格は、前週の2,499円と比べ21円の値上がり(2週連続の値上がり)

【直近1ヶ月の動き】

単位:円/ℓ

		4月20日	前週比	4月13日	前週比	4月6日	前週比	3月30日	前週比
ガソリン	小売価格	169.5	2.0	167.5	0.1	167.4	▲ 2.8	170.2	▲ 7.5
	(消費税)	15.4	0.2	15.2	0.0	15.2	▲ 0.3	15.5	▲ 0.7
	(消費税抜)	154.1	1.8	152.3	0.1	152.2	▲ 2.5	154.7	▲ 6.8
軽油	小売価格	158.8	2.1	156.7	0.1	156.6	▲ 2.4	159.0	▲ 7.0
	*(消費税)	13.1	0.2	12.9	0.0	12.9	1.4	11.5	▲ 0.7
	(消費税抜)	145.7	1.9	143.8	0.1	143.7	▲ 3.8	147.5	▲ 6.3
灯油店頭	小売価格	140.0	1.2	138.8	0.0	138.8	▲ 2.0	140.8	▲ 4.8
	(消費税)	12.7	0.1	12.6	0.0	12.6	▲ 0.2	12.8	▲ 0.4
	(消費税抜)	127.3	1.1	126.2	0.0	126.2	▲ 1.8	128.0	▲ 4.4

* 消費税は軽油引取税を除いた価格に課せられます。また、灯油店頭は18ℓを割り戻したものです。

* 2026/4/1から軽油引取税は(32.1円/ℓ→15.0円/ℓ)となりました。

【ガソリン小売価格の都道府県別の動き】

値上がり	横ばい	値下がり
1都1道1府41県	1府	2県

○次回は4月27日(月)時点の価格を調査し4月30日(木)14時に公表予定。

マップ

Bing 地図を検索

ログイン



ルート案内



2 mi

3 km

© 2026 Zenrin

令和6年度 し尿原価計算について(対比)

(単位 円)

			R6年 積算	備考	H26年 変更時
①	人件費(運転手、作業員)141%経費含	運転手22,000 作業員22,300×21日 (扶養24万、通勤24万/年) 賞与1.7ヶ月	17,802,186	運転手15,900 作業員16,100×21日 (扶養24万、通勤24万/年) 賞与1.7ヶ月	11,340,000
②	人件費(事務員)141%経費含	事務員14,200 ×21日×1/2(浄化槽と折半) (扶養12万、通勤12万/年) 賞与1.7ヶ月	2,896,242	事務員12,000 ×21日×1/2(浄化槽と折半)	2,129,400
③	燃料費、消耗品費、修繕費、保険料、税	軽油150円/ℓ燃費6.5ℓ/km 208km/日/32ℓ	1,659,600	軽油120円/ℓ 燃費6.5ℓ/km 208km/日/32ℓ	1,445,469
④	その他の経費(退職金積立、事務所賃借料)		767,200		767,200
⑤	減価償却費(バキューム車、軽自動車)	バキューム車購入960万円/2t車 8年償却 軽バン120万円/5年	1,440,000	バキューム車購入630万円/2t車 8年償却 軽バン110万円/5年	1,007,500
⑥	原価合計 (①～⑤)		24,565,228		16,689,569
⑦	諸経費	原価の20%	4,913,046	原価の40%	6,675,827
⑧	総経費 (⑥+⑦)		29,478,274		23,365,396
⑨	消費税	10%	0	8%	
	税込金額		29,478,274		23,365,396
	稼働日数(243日)	稼働日数(243日)	121,310	稼働日数(240日)	97,356
	往復回数(3.0回)	往復回数(3.0回)	36,761	往復回数(4.2回)	23,180
	1台当たり運搬量(÷180リットル)		¥204		¥129

※人件費経費込み

諸経費内訳

- ①役員報酬
- ②事務費、通信費、火災保険料
- ③事務所償却費
- ④被服費(作業着等)

仮設トイレの基本料金の定義について

令和8年7月23日作成

I 仮設トイレの定義

容量に関わらず、運搬により設置可能なもの

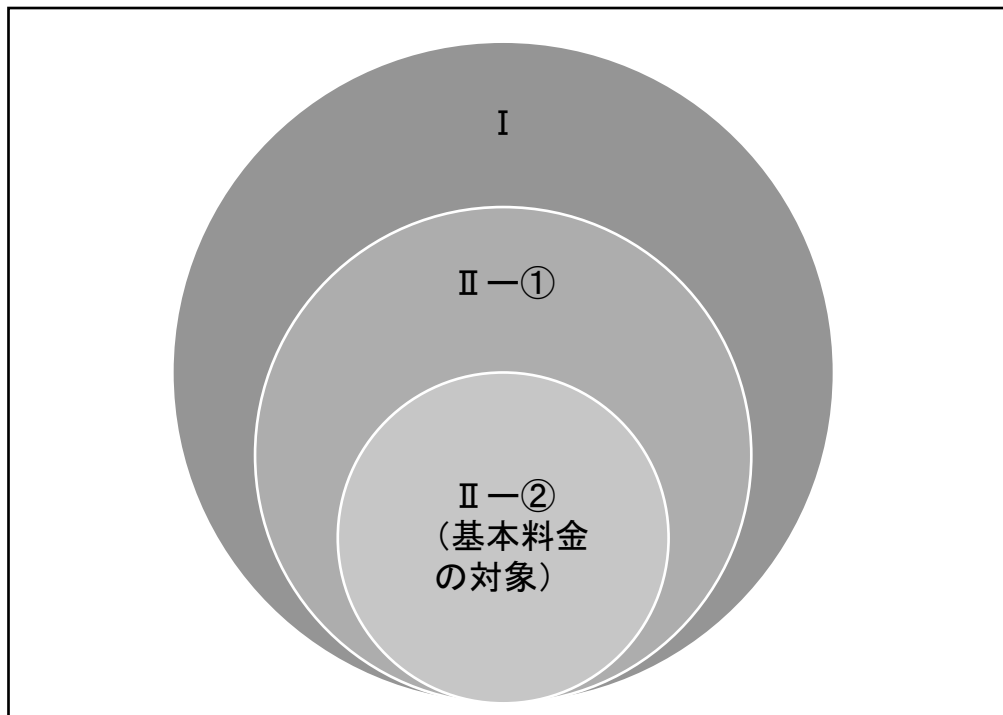
II 基本料金の対象となる仮設トイレの定義

①工事現場や夏祭り等のイベント等、くみ取り依頼者の事業実施に伴い設置されたもの

②臨時的に設置されたもの

※住居や事務所等での日常における使用されているものや常設されているものは対象外とします。

《仮設トイレの定義による仕分けのイメージ図》



※ I、II-①、II-②の定義をすべて満たすものを基本料金の対象とする

Ⅲ 基本料金の対象となる現場の定義

仮設トイレの設置数に関わらず、くみ取りに行った現場の数を1件として数えることを原則とします。

ただし、以下のような条件の場合、件数を増やして数えます。

《参考》現場の件数の数え方

①し尿収集運搬車両の移動の有無について

- ・移動の必要がない場合→「1件」として数える
- ・移動の必要がある場合→移動の回数により、件数を増やす

例：同イベントで仮設トイレが3カ所に設置してあり

すべて移動する必要がある場合

→「3件」として数える。

※既に仮設トイレの基本料金を制定している宮津市と同様の整理

②くみ取り業者の区域について

- ・同イベントで仮設トイレが複数設置されており、設置した区域によって対応するくみ取り業者が異なる場合は、業者ごとに別個で基本料金を徴収するものとします。

例：同イベントで仮設トイレが3カ所に設置されており

A社の区域に2カ所、B社の区域に1カ所設置されている場合

→A社で「2件」、B社で「1件」として数える

※現状では、精華町で開催される自転車レース

(ツアーオブジャパン) が該当

京都府内自治体の仮設トイレの基本料金設定及び浄化槽汚泥投入手数料の徴収状況について

団体名 項 目		相楽広域行政 組合	京田辺市	城南衛生管理 組合	長岡京市 (乙訓環境衛生組合)	向日市 (乙訓環境衛生組合)	大山崎町 (乙訓環境衛生組合)	亀岡市	南丹市 (船井郡衛生 管 理組合)	京丹波町 (船井郡衛生 管 理組合)
仮 設 ト イ レ く み 取 り	単 価	143円/100	60円/100	900円/月 (一般家庭) 1,300円/900 (事業所)	150円/人/月 (一般家庭) 800円/900 (事業所)	150円/人/月 (一般家庭) 800円/900 (事業所)	150円/人/月 (一般家庭) 830円/900 (事業所)	15円/ℓ	242円/180	242円/180
	単 価 (100換算)	143円/100	60円/100	144.4円/100 (事業所)	88.9円/100 (事業所)	88.9円/100 (事業所)	92.2円/100 (事業所)	150円/100	134.4円/100	134.4円/100
	基本料金	なし	なし	なし	最低料金 1,500円/900	最低料金 1,500円/900	最低料金 1,570円/900	臨時料金 1,050円	1基につき 2160まで 3,080円	1基につき 2160まで 3,080円
投 浄 入 化 手 槽 数 汚 泥	単 価	3,600円/18000	なし	98円/1000	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	単 価 (100換算)	20円/100	—	9.8円/100	—	—	—	—	—	—

団体名 項 目		綾部市	福知山市	舞鶴市	与謝野町	宮津市	伊根町	京丹後市
仮 設 ト イ レ く み 取 り	単 価	220円/180	170円/180	790円/360 (360超の場合) 269.5円/180 (一般家庭) 280.5円/180 (事業所)	1,836円/1800 1800超：10.2円/ℓ	266円/180	1,620円/1800 1800超：9円/ℓ	2,220円/2000
	単 価 (100換算)	122.2円/100	94.4円/100	149.7円/100 155.8円/100	102円/100	147.8円/100	90.0円/100	111円/100
	基本料金	1基につき 1,100円 ※くみ取り手数料に 加算	1基につき1回 6,800 円のみ ※くみ取り手数料含 む	最低料金 790円/360 ※360超の場合、事 業所の単価で計算	最低料金 1,836円/1800	1件(1現場)につき 4,400円 ※くみ取り手数料に 加算	最低料金 1,620円/1800	最低料金 2,220円/2000
投 浄 入 化 手 槽 数 汚 泥	単 価	なし	なし	なし	4.2円/ℓ	なし	6,000円/10000	1,650円/18000
	単 価 (100換算)	—	—	—	42円/100	—	60円/100	9.2円/100

○仮設トイレにかかる基本料金を設定している自治体比較表

	福知山市	綾部市	宮津市
施行年月日	平成22年3月1日	平成20年4月1日	令和6年7月1日
基本料金を設定することとなった経緯	※現担当者に確認、経緯不明とのこと。	工事・イベント等が増加し、一般家庭の定期くみ取りに支障をきたすようになり仮設トイレの基本料金を設けることになった。	し尿くみ取り業者からの要望及び、宮津市全体でし尿処理を含む各種手数料を見直すべきという財政的視点での機運が高まったため。
基本料金	1基あたり6,800円 ※くみ取り手数料を含む	1基あたり1,100円 ※くみ取り手数料に加算する	1現場あたり4,400円 ※くみ取り手数料に加算する
算出方法の根拠	※現担当者に確認、不明とのこと。	粗大ごみの収集手数料（1,048円）に準じて設定	※別紙「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」参照
徴収方法	くみ取り券と同様に仮設便所券を販売	くみ取り券と同様に加算券を販売	処理月の次月に納付書もしくは口座振替にて支払い

環循適発第 2409302 号

令和 6 年 9 月 30 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 6 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年 4 月 19 日に「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「「令和 6 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和 6 年 4 月 19 日付け 20240415 中第 1 号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 6 年 4 月 19 日付け総行行第 200 号総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

については、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 3 条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第 4 条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約 手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- ・ 都道府県別の最低賃金の上昇率
- ・ 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- ・ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第209号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- ・ 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- ・ 総務省が公表している消費者物価指数
- ・ ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第2「4」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

(3) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第2「4」（5）関係）

経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

3. 令和6年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

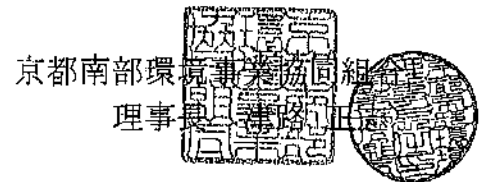
令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。



令和6年5月10日

相模広域行政組合
代表理事 杉浦 正省 様



要 望 書

拝啓、貴組合におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より当組合に対し、ご支援、ご指導など格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。早速ではございますが、し尿汲取り業務の取り巻く環境は業務量の減少に加え、非効率化が進み日々苦境に立たされる状況にございます。さらに最近では周囲の燃料を含む原価の値上げが続きより一層厳しい状況となっています。

し尿汲取り料金につきましては、平成27年4月1日に126円/10リットルに改定していただき、その後消費税の改定に伴い令和元年10月1日に現行の128円/10リットルになりました。

8年が経ち、社会情勢も一変したことにより燃料や車両購入費を含む経費の上昇、浄化槽汚泥投入手数料が経営を圧迫しております。

また、臨時で作業する仮設トイレのし尿汲取収集運搬につきましては、定期収集を行っているお客様と同様に収集量のみで作業しておりますが、仮設トイレの貸し出し業者や建設業者などより急な日時指定や時間変更、現地ではトイレの撤去や移動による依頼などでの少量の汲取り量、またトイレを洗浄する水もない状況で汲み取りやトイレ清掃を行うなど、非効率な作業が現状です。

つきましては、以下の3点について要望したく、ここにお願い申し上げます。

敬具

- 1・し尿汲取り料金の改定
- 2・浄化槽汚泥投入手数料の撤廃
- 3・仮設トイレの基本料金の創設

今後とも、当組合活動にご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。